

さいたま都市計画地区計画の変更について

【大宮駅西口第四地区】

都市計画法第 16 条に基づく説明会の開催状況／

都市計画法第 16 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第 398 号関係】

議案第398号

さいたま都市計画地区計画の変更について

【対象地区】

大宮駅西口第四地区

1 都市計画法第16条に基づく説明会の開催状況

(1) 説明会の開催状況

開催日時	令和2年2月28日 19:00～	令和2年2月29日 10:00～
開催場所	桜木小学校 多目的室	
出席者	14名	4名

(2) 意見の要旨

意見の要旨	意見に対する市の見解
地球温暖化防止の観点から、容積率を緩和すべきではない。	環境問題への対応は重要と考えておりますが、一方でまちづくりを進める上では、人や機能の集積や土地の有効活用を推進するという視点も必要だと考えております。また、高層建築物が建つ場合にも、環境について何も考慮しないということではなく、省エネ法や環境影響評価条例などに基づいた配慮がなされることとなります。
周辺の交通事情を考えると、容積率緩和には反対である。高層建築物が建つ場合には、駐車場入口の配置や、道路渋滞への対応についてしっかりと考えた上で進めていただきたい。	※今回の地区計画変更では、実際に容積率を緩和したり、具体的な建築計画を定めるものではないことから、参考意見として頂戴いたしました。今後一定規模以上の建築物の建築される際には、各種規定に則って事業者に対しても周辺環境への配慮をお願いしていく必要があると考えております。

※その他、地区計画変更手続きや土地区画整理事業、容積率緩和制度に関する質問あり。

2 都市計画法第16条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間及び縦覧者数

地区名	大宮駅西口第四地区
縦覧の告示	令和2年2月27日
縦覧の期間	令和2年2月27日から令和2年3月12日まで
意見書の提出期間	令和元年2月27日から令和2年3月19日まで
縦覧者数	3名

(2) 意見書の提出状況

1通1名 【内訳】 反対1通1名

3 都市計画法第16条に基づき提出された意見書の要旨

(反対)

意見の要旨	意見に対する市の見解
地区計画の変更により容積率が緩和され、高層建築物が建つことにより、周辺の日照が悪化する。それによりエネルギーの消費量や、往来する自動車も増えることにより、CO2の排出量が増加し、地球温暖化を助長する。高層建築物周辺はビル風もあり危険である。低層の建築が必要である。	<ul style="list-style-type: none">・持続可能なまちをつくるという点においては、環境問題だけでなく、人や都市機能の配置など、様々な視点が大切であり、今回の変更もまちづくりという観点からは必要なものである。・ご意見いただいた環境問題に関しましては、専門部署を筆頭に、引き続き全市的に取り組んでいく。

地区計画等の原案に関する意見書

令和 2 年 3 月 3 日

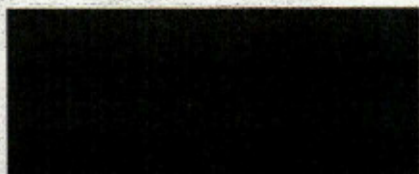
さいたま市長 宛て

提出者

住 所

氏 名

電話番号



さいたま都市計画地区計画の変更（原案）について、意見書を提出します。

地区計画等の名称		大宮西口オオ四 地区計画
権利を有する土地	所在地番	[Redacted]
	権利の種類	
	面積	
意見の要旨		近年温暖化による異常気象で、今どかたない災害が世界中に発生しています。この災害を防ぐには、2050年までに、少なくとも5度下げ産業革命以前にもどるべくと世界は危険にさらされる様です。共存共栄の為には世界中が協力して本来の責任を果すなければなりません。本来は危険、火力は終息の方向に行っています。再生エネルギーは既に自然エネルギーに過剰です。低層の建築が世界の共通、共存共栄のキーポイントであり、目をぼやけています。地区計画は必要悪です。
理由 (具体的に)		地区計画の変更により容積率が緩和され、高層のビルが建つことにより、周辺の日照がさらに悪化し、電気等のエネルギーが消費されることにより、二酸化炭素の排出量が多くなる。ビル内に入居する車の量が増え、近隣の道路は混み合い、二酸化炭素がより多く排出し温暖化を助長。高層ビル周辺は強風により通行が危険です。



事務記入欄

受付日	2.3.-4
-----	--------